

国際連合
A/HRC/58/54
総会

配布：一般
2025 年 1 月 30 日
原文：英語

人権理事会
第 58 会期

2025 年 2 月 24 日－4 月 4 日

議題項目 3

すべての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利（発展の権利を含む）の促進および保護

マイノリティに属する人々のアイデンティティに対する権利

マイノリティ問題に関する特別報告者、ニコラ・ルブラ（Nicolas Levrat）による報告書

要旨

本報告書では、特別報告者が 2024 年に行なった活動の要約に加え、アイデンティティに対する権利はマイノリティ諸集団に直接帰属するのか、またはマイノリティ諸集団に属する人々にのみ帰属するのか—あるいはその両方なのかを探究するための方策として、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第 1 条の解題と検討を行なう。そのための手段として、マイノリティ諸集団の法的人格について検討する。加えて特別報告者は、多層的アイデンティティの複雑な性格を明らかにするため、3 つのレベルのアイデンティティ—「ナショナル・アイデンティティ（national identity）」、「マイノリティ（集団的）・アイデンティティ（minority (collective) identity）」および「個人的アイデンティティ（individual identity）」—と、3 つのタイプのアイデンティティ—「割り当てられたアイデンティティ（assigned identity）」、「自己認識（self-identification）」および「関係的アイデンティティ（relational identity）」——の機能について検討する。その後、アイデンティティおよびアイデンティティに対する権利が国際法でどのように言及されているかを探究する。特別報告者は、マイノリティ・アイデンティティが、マイノリティ諸集団に属する人々がアイデンティティに対する具体的権利を集合的に行使することと、宣言第 1 条に掲げられた国家からの承認および保護から生ずるものだということを強調する。特別報告者は、マイノリティ諸集団に属する人々のアイデンティティを全面的に尊重することにより、社会が多様性のなかで豊かに繁栄することを可能にしつつ、マイノリティ諸集団と支配的諸集団間の緊張を回避できると主張する。特別報告者は、報告書を締めくくるにあたり、マイノリティ諸集団に属する人々の特有のアイデンティティを承認・尊重するための、各国、その他のステークホルダーに対する勧告を提示する。

(略)

III. マイノリティ諸集団に属する人々のアイデンティティに対する権利

A. はじめに

35. 民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第 1 条は、「国家は、それぞれの領域内でマイノリティの存在ならびにその民族的 (national or ethnic)、文化的、宗教的および言語的アイデンティティを保護し、かつ当該アイデンティティの促進のための条件を奨励する」と定める。このテーマ別報告書では、第 1 条の意味を分析しかつよりよく理解することにもっぱら取り組むこととする。

36. 宣言を体系的に分析すれば、マイノリティとは何かを決定するもっとも重要な要素が、その存在そのものと関連する要素たるマイノリティ・アイデンティティであるという結論にたどり着くのは容易である。特別報告者はこの点を強調したい。というのも、残念なことに国連は、そのプログラムに関わる諸文書でマイノリティを組織的に無視しているためである。マイノリティという言葉は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」またはその持続可能な開発目標⁵に登場さえしておらず、「未来のための協定」にも、そこにマイノリティ問題を反映させることの重要性を強調するために特別報告者がせいいっぱい努力した⁶にもかかわらず、登場していない。国連における支配的言説は、「誰ひとり取り残さない」という誓約⁷、「もっとも取り残されている人々に最初に」手を差し伸べるよう努めるというコミットメント⁸、そして「脆弱な状況に置かれている人々」の強調⁹によって、マイノリティもカバーされているというものである。しかし、社会経済的ニーズに対応すること、マイノリティに属する人々に対する差別を回避することがいくら必要であっても、それでは十分ではない。

37. マイノリティ諸集団に属する人々は、その社会的経済的状況が改善され、かつ差別なく全面的に人権を享有する機会をもつべきであり、さらに、そのアイデンティティを承認される必要もある。このことは、マイノリティによる人権 (マイノリティ・アイデンティティに対する権利を含む) の全面的享有という観点からも、国内における社会の鎮静化・安定化要因のひとつとしても、重要である¹⁰。このようなアイデンティティを適切に承認しないことは、国内社会および国際的レベルでの緊張につながる可能性がある (そして、残念ながら実際につながっている)。だからこそ、マイノリティは国連によってマイノリティとして扱われるべきなのであり、より大きな他の被差別集団に留まるべきではないのである。後者のような対応は実質的に、マイノリティ・アイデンティティを国際的レベルで否定することになる。特別報告者は、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第 1 条の文言が各国内に

⁵ 総会決議 70/1。

⁶ <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/minorities/sr/Position-Paper-Integrating-Minority-Issues-Pact-Future.pdf> 参照。

⁷ 総会決議 70/1、前文ならびにパラ 4、26、48 および 72。

⁸ 前掲、パラ 4 および 74 (e)。

⁹ 総会決議 79/1、パラ 25。

¹⁰ 民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言の前文第 5 段落は、「民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利を促進しかつ保護することが、これらの者が暮らす国の政治的および社会的安定に貢献することを考慮し」と述べる。この点について、2024 年の総会に私が提出した報告書 (A/79/169)、とくにパラ 19 および 20 も参照。

におけるマイノリティの存在およびアイデンティティに関わるものであり、国際的な問題を扱うものでないことを十分に承知している。とはいえ、マイノリティのアイデンティティ問題に特有の課題を国連レベルで認めないことは、国連システムおよび加盟国の集団的懈怠であり、「国連はマイノリティの運命に対して無関心のままだという宣言¹¹および宣言採択時に集団的に表明されたコミットメントに一致しない。

B. マイノリティ集団が有する権利としてのアイデンティティに対する権利は存在するか？

38. 2006 年、マイノリティ問題に関する独立専門家は、人権委員会に提出したマイノリティ問題に関する最初の報告書¹²で次のように述べた。

「独立専門家はまた、マイノリティの権利の集団的性格にも留意する。このことは、マイノリティのアイデンティティおよび可視性を促進・保護するために、マイノリティの権利および資源に影響を及ぼす決定にこれらの集団が十分な情報を得たうえで、集団的に参加できるようにするために、また言語的・文化的に適切な教育、土地およびその他の共有資産に対する集団的請求を確保するために、重要である。マイノリティ権利宣言が検討しているのはマイノリティ共同体の構成員個人が請求できる権利であるが、これらの請求においては、国家として当該集団全体としての存在またはアイデンティティを確保することがしばしば要求される」¹³

39. 国際法におけるマイノリティの権利の法的複雑さは、同段落に余すところなく表れている。独立専門家は、2006 年に「マイノリティの権利の集団的性格に……留意」する一方、「マイノリティ権利宣言が検討しているのはマイノリティ共同体の構成員個人が請求できる権利である」とし、結果として「これらの請求においては、国家として当該集団全体としての存在またはアイデンティティを確保することがしばしば要求される」ことを認知している。2025 年にこの問題をあらためて取り上げるにあたり、特別報告者は、マイノリティ集団に属する人々、マイノリティ集団自体および——宣言に普遍的に賛同した——加盟国がそれぞれどのような権利義務を有するかという法的難問を解きほぐすことを目指す。そうすれば、宣言第 1 条の文言から、アイデンティティに対する権利はマイノリティ集団に帰属すると推論できるようになるだろうか？ それとも、このような権利はマイノリティ集団に属する人々に帰属するのだろうか？あるいは、その両方か？

40. 集団的権利——アイデンティティに対する権利を含む——の保有者としてのマイノリティ（マイノリティ集団自体）という考え方は、法律論として一般的に受け入れられているものではなく、諸国家自体も受け入れていない。このような消極的姿勢は宣言の文言と関連するものだが、より根本的には、現代実定法に存在する「権利の概念」に関連している。宣言の文言に関して言えば、宣言はマイノリティの権利に関するものではなく、その名称が示しているように、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する人々の権利に関するものであることを無視はできない。宣言は、諸条文の文言においてマイノリティ集団自体の権利ではなくマイノ

¹¹ 総会決議 217 C (III) 参照。

¹² 人権委員会は、決議 2005/79 によってマイノリティ問題に関する特別手続を創設し、独立専門家に対して 2 年間の委任事項を付与した。

¹³ E/CN.4/2006/74, para. 27.

リティに属する人々の権利に関する権利を承認する¹⁴一方、国家に対して義務を課している¹⁵。

41. 実際のところ、現在の「法の概念」¹⁶、より正確を期すとすれば「権利の概念」は、「主観的権利」(subjective rights)¹⁷という理解に基づいている。すなわち、権利が存在するのはそれが法的人格主体(権利の主体または保有者)によって請求され得る場合に限られるということである。現状、法的人格を認められる集団(collective legal persons)は実定国際法には存在しない¹⁸。主観的権利を単一の者(single persons)に限定するこのような機序をよく表しているのは、「われら合衆国の人民」(we the people)という、アメリカ合衆国憲法の最初に登場する文言である。「われら」は集合体を指しているが、「人民」は単数形になっている。同様に、国際法においても、いずれかの人民の集合体は国家という単一の人格に体现される。したがって、アイデンティティに対する権利がマイノリティ集団に帰属するかどうかは、マイノリティ集団が法的人格主体であるか(そうであれば権利の保有者となる可能性がある)、そうではないかによって決定されることになる。

42. 法的人格に関しては、自然人(natural persons)と法的人格主体(legal persons)の間には大きな違いがある。自然人は、生きている者として法律の枠外に存在するが、権利を持つためには法律によって承認されなければならない。そのため、世界人権宣言第6条は「すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する」と定めている¹⁹。法的人格主体は、それ自体として法律の枠外に存在するのではなく、法律——国内法または国際法のいずれか——にしたがって初めて存在するようになる場合がある。ただし、驚くべきことに国家はその例外となる(後掲パラ 51 参照)。法的人格主体が存在するに至る条件および当該主体の法的能力は、法律で定められる。一般国際法には、法的人格を有する主体としてマイノリティ集団を実体化するための基準または手続は掲げられていないものの、たとえば国際機関については掲げられている²⁰。民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言または欧州評議会・民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約のように、マイノリティ問題を扱っている法的文書もいくつか存在するとはいえ、そこではマイノリティ集団自体が権利の保有者として位置づけられているわけではない。これによって、マイノリティ集団についてはアイデンティティに対する権利は存在しないという結論になるのだろうか？

43. 答えは、幸いなことにノーである。マイノリティ集団にとってのアイデンティティに対する権利は存在するが、その構成はやや複雑になる。マイノリティ集団が国際法の主体でないこ

¹⁴ 第2条および第3条。

¹⁵ 第1条および第4条。

¹⁶ H.L.A. Hart, *The Concept of Law* (Oxford, Oxford University Press, 1961) 参照。

¹⁷ Thomas Mautner, “How rights became ‘subjective’”, *Ratio Juris*, vol. 26, No. 1 (March 2013), pp. 111–132.

¹⁸ 論者のなかには、(国際連合憲章第1条にいう)「人民」(peoples)を国際法の集団的主体と捉えている者もいる。Iryna Kresina and Oleksii Kresin, “The people as subject of international law”, *Jus Gentium: Journal of International Legal History*, vol. 3, No. 2 (July 2018), pp. 573–598 参照。

¹⁹ 世界人権宣言第6条の採択は、とくに奴隷制の廃止を保障するものとして重要と考えられた。市民的および政治的権利に関する国際規約第16条でも、ほぼ同様の文言が用いられている。

²⁰ *Reparation for injuries suffered in the service of the United Nations, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1949*, p. 174 参照。

と²¹を考えれば、マイノリティ集団自体は、アイデンティティに対する権利を含む権利の保有者にはなれない。しかし、民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約第3条が規定するように、「民族的マイノリティに属する者は、個人としておよび他の者と共同して、本枠組み条約に掲げられた諸原則から派生する権利を行使しかつ自由を享有することができる」²²。これは、マイノリティ集団に属する人々が、アイデンティティに対する個人の権利を当該マイノリティ集団の他の構成員と共同して行使することによって、当該マイノリティ集団のアイデンティティを定義・形成することを含意するものであり、そうなれば国家はそのアイデンティティを保護しなければならない。民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条がはっきり述べているように、各国はマイノリティ集団のアイデンティティを保護する義務を受け入れている。ただし、そのような保護がそれらのアイデンティティに内実を与えるということではない——まったく逆である。

44. 保護する義務が含意するのは、保護の対象（ここではマイノリティ集団のアイデンティティ）が、保護の責任を負う法的人格主体の意思の外に存在するということである。特別報告者の見解では、このことは、各国が宣言第1条で表明した、「当該アイデンティティの促進のための条件を奨励する」という追加的コミットメントによってさらに確認される。つまり、国家はこのような条件を保護・奨励するものの、国家自体が当該アイデンティティを発展させまたは促進するわけではない。そうすると、論理的帰結として、あるマイノリティ集団のアイデンティティは、「マイノリティに属する人々」による、アイデンティティに対する個人の権利の集合的行使に由来するものでなければならないということになる。ここで2つの疑問が生ずる。第1に、いずれかのマイノリティ集団に属する人々には、支配的集団を構成する人々に帰属するアイデンティティに対する権利に加えて、アイデンティティに対する特有の権利があり²³、それによって自らが帰属するマイノリティ集団のアイデンティティを定義・促進することができるのか？ 第2に、これらの3つのレベルのアイデンティティ（個人的アイデンティティ、マイノリティ・アイデンティティおよびナショナル・アイデンティティ）は相互にどのように接合するのか？

C. 多層的アイデンティティを理解する

45. アイデンティティは、それ自体として法的問題であるわけではない。とはいえ国際法文書においては、「ナショナル・アイデンティティ」²⁴、集団的アイデンティティ²⁵または個人的アイデンティティ²⁶との関係で、アイデンティティへの言及が（非常にまれにとはいえ）見られ

²¹ Nicolas Levrat, “Pourquoi les minorités ne sont pas des sujets de droit”, in *Le Droit Saisi par le Collectif*, Thomas Berns, ed. (Brussels, Bruylant, 2004), pp. 59–93 参照。

²² 民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約第3条(2)。

²³ 自由権規約委員会は1994年に、一般的意見23号(1994年)で、市民的および政治的権利に関する国際規約第27条について、「マイノリティ集団に属する個人に付与される権利であって、個人が他のすべての者と同様にすでに規約に基づいて享有する資格を有している他のすべての権利とは区別されかつこれらの権利に追加される権利を確立しかつ承認するものである」との見解を明らかにしている。

²⁴ 欧州連合条約(2007年の改正後のもの)第4条(2)。

²⁵ 民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条。ユネスコ〔国連教育科学文化機関〕の文化的多様性に関する世界宣言第1条および第5条ならびに文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約第4条も参照。

²⁶ 子どもの権利条約第8条。

る。このように、本報告書が関心を有している3つのレベルのアイデンティティはいずれも、国際法における関連のアイデンティティ問題になっていると思われる（後掲 III.D 参照）。しかし、個人的アイデンティティが個人的権利を指しているのは明らかとしても、集団的アイデンティティを定義することはもっと複雑になるかもしれない。集団は個人から構成されるものであり、人権尊重を基盤とする国際秩序の論理に照らせば、そのような権利は——集団が権利を持てるとして（前掲パラ 41 参照）——自然法上の権利を保有する唯一の存在たる人間の利益のために行使すべきだからである²⁷。3つの異なる多層的アイデンティティに関する理解を深めるため、諸アイデンティティの機能ならびにその出現および発展について簡単に検討する。

46. アイデンティティの機能は、その持ち主をひとりの人間として区別することと、その人物が恒久的に同じ存在であり続けながら動的な変化を表現できるようにすることの、両方である²⁸。したがってアイデンティティとは、人間が生まれながらに有している一部の特徴を主として指すというよりも、同一化と分化の過程を通じて構築された——アイデンティティの持ち主および他者による——認識を指すものである。この二重の機能は、個人的アイデンティティおよび集団的アイデンティティの双方について妥当する。したがって、（国家主義的言説に描き出される国家／民族のような）ある社会集団の過去の特性と変わることなく結びつけられた、あるいは今日のいわゆる「アイデンティティ・ポリティクス」²⁹に表れるような、諸価値および諸要素が一揃いになったものとしての集合的アイデンティティに言及することは、閉鎖的かつ排他的な社会集団を構築するためにアイデンティティを道具化しようとする、重大な試みである——このような社会集団は、アイデンティティの概念そのものとも、グローバル化して相互に結びついた世界の現実とも、適合しない。

47. 3つのレベルのアイデンティティ（前掲パラ 44 参照）を認識することに加え、本報告書では、3つのタイプのアイデンティティ、すなわち割り当てられたアイデンティティ、自己認識および関係的アイデンティティについても検討する。割り当てられたアイデンティティとは、たとえば、身分証明書または出生証明書に記載されるような、個人のアイデンティティの諸要素のことである。これは外部の公的機関によって割り当てられる。このようなアイデンティティは、（南アジアのダリットのように）人権原則に反する社会的慣行を通じて、またはいくつかの特定の権利の行使に関して個人をいずれかの民族的、言語的または宗教的共同体に割り当てる法律上もしくは制度上の規定を通じて、個人がいずれかの社会集団に社会的に割り当てられ

²⁷ 世界人権宣言第1条の文言から、大多数の法的学説は、人権はいずれかの法制度によって付与されるものではなく人間性に内在する「自然権」であると考えている。Tom Angier, Iain T. Benson and Mark D. Retter, eds., *The Cambridge Handbook of Natural Law and Human Rights* (Cambridge, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Cambridge University Press, 2022) 参照。

²⁸ Charles Taylor, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity* (Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 1989) 参照。ややわかりにくいと思われるかもしれない第2の機能について例を挙げれば、アイデンティティとは、私は6歳のときに私自身であったし、60歳を過ぎてもいまなお私自身であると考えられるようにしてくれるものだということである。たとえ私が（身体的にも、知的にも、その他の点でも）同じでないことは明らかであっても、それでも私は同一人物なのである。

²⁹ Francis Fukuyama, *Identity: Contemporary Identity Politics and the Struggle for Recognition* (London, Profile Books, 2018); or Abdul Noury and Gerard Roland, “Identity politics and populism in Europe”, *Annual Review of Political Science*, vol. 23, No. 1 (May 2020), pp. 421–439 参照。

た結果である場合もある。自己認識とは、「各人が深く感じている内的・個人的経験」のことである³⁰。自己認識がより明確に表れるのは、選択されたまたは認知されたアイデンティティが割り当てられたアイデンティティと一致しない場合³¹だが、自己認識形成の権利および能力は1人ひとりのすべての個人が有している³²。関係的アイデンティティとは、社会的相互作用のなかで個人が顕示・認識するアイデンティティである³³。当然のことながら、これはマイノリティ集団に属する人々と同じ国に暮らすその他の人々との間の相互作用で重要な役割を果たしている。これらの3つのタイプのアイデンティティとそれらの相互作用が、このテーマ別報告書にとって関連性を有している。

48. 個人的アイデンティティは、心理学および精神科学にとって調査研究の主要な主題となってきた。アイデンティティは、これらの学問分野では主体の人格を構成する要素のひとつとして理解されているものの、不変の構成要素とは理解されていない。アイデンティティは、一方では情緒の同一化および愛着形成の内的プロセスのうえに構築された主観的要素（自己認識）と、他方では社会環境との相互作用（関係的アイデンティティ）との間の、絶えることない交渉のプロセスとして理解される。個人的アイデンティティは個人の社会環境とからみあっており、同一化と分化の過程を通じて構築されるものである³⁴。このような二重の力学は、集団との強力な同一化および集団の外部にいる者との強力な分化を特徴とする排他的アイデンティティにつながる可能性もあれば、同一化と分化は依然として存在し、進行中であるものの、支配的集団とマイノリティ集団が敵対的状況に置かれることはなく、さまざまな密度の友好関係を流動的かつ柔軟に受け入れることを可能にする、開かれたアイデンティティにつながる可能性もある。アイデンティティ構築のこのような側面は、本報告書のテーマにとっても重要である。個人と社会環境との間で進むこのような相互作用は双方向のプロセスであり、結果として、集団的アイデンティティは、社会的集団の内部または社会的集団間で行なわれる個人の相互作用から生じる³⁵ということになるためである。

³⁰ A/73/152, para. 2.

³¹ A/73/152, para. 2. このことはジェンダーアイデンティティとの関連で劇的に当てはまることがあり、自己決定したジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられたジェンダーと一致しない人々への差別および暴力につながっている。性的指向およびジェンダーアイデンティティに基づく暴力および差別からの保護に関する独立専門家が、2018年に総会に提出した報告書で次のように述べているとおりである。

「自己決定されたジェンダーは、役割、感情、表現形態および行動に関連してある者が行なう自由かつ自律的な選択の基本的な一部であり、同人のアイデンティティの要をなす。その結果として国が負う義務は、差別からの自由、法律による平等な保護、プライバシー、アイデンティティおよび表現の自由に対する権利と一致する方法で、ジェンダー承認にアクセスできるようにすることである」(A/73/152, para. 21)

³² 性的指向およびジェンダーアイデンティティに基づく暴力および差別からの保護に関する独立専門家が指摘するように、「ジェンダーアイデンティティを有するのはトランスまたはジェンダーダイバース (gender-diverse) の人のみであることを示唆する文言は、国際法体系には存在しない」(A/HRC/47/27、パラ 15)。

³³ Isabelle Taboada-Leonetti, “Stratégies identitaires et minorités: le point de vue du sociologue”, in *Stratégies Identitaires* (Paris, Presses universitaires de France, 1998), pp. 43–83 参照。

³⁴ Ibid.

³⁵ このような発展的機能および個人的アイデンティティと集団的アイデンティティとの関係については、19世紀後半にゲオルク・ジンメル (Georg Simmel) が著書 *Über Sociale Differenzierung: Sociologische und Psychologische Untersuchungen* (Berlin, Duncker &

49. 集団的アイデンティティは、社会心理学、社会学および政治哲学の研究対象となってきた。マイノリティ集団と支配的集団との関係はこれらの研究分野で重要な位置を占めており³⁶、21世紀になって以降、複数の著名な論者が、包摂的な市民権政策³⁷または社会における多様性の促進³⁸のいずれかを通じ、マイノリティ・アイデンティティおよびナショナル・アイデンティティについて構築主義的に説明する方法に着目している。主たる論点は、マイノリティ集団のアイデンティティは集団的なナショナル・アイデンティティと異なる（そしてナショナル・アイデンティティに対して潜在的に敵対的である）のか、あるいはマイノリティ・アイデンティティは国レベルの包摂的な集団的アイデンティティに貢献するのcaというものである。換言すれば、(ナショナル・アイデンティティとマイノリティ・アイデンティティの) 双方に排他的アイデンティティがあるか、双方に開かれたアイデンティティがあるかのいずれかということになる。特別報告者は、2024年に人権理事会に提出したテーマ別報告書³⁹でこの問題について検討し、マイノリティ集団と支配的集団との間に生ずる可能性がある緊張を回避するために、第2のパラダイムを通じてマイノリティ問題を理解する必要性がなぜ、そして、どのように存在するのかをはっきりと強調した⁴⁰。本テーマ別報告書は、このような目的が、マイノリティ集団に属する人々のアイデンティティを全面的に尊重することを通じて達成し得ることを明らかにするものである。

D. 国際法上のアイデンティティに対する権利

50. マイノリティ問題に関連するものとして挙げた3つのレベルのアイデンティティ（前掲パラ44参照）については、国際法におけるアイデンティティへの言及との関連で状況がまちまちである。個人的アイデンティティに関しては、子どもの権利条約第8条に実定法の明確な傾向が見られる。ジェンダーアイデンティティも、少なくとも性的指向およびジェンダーアイデンティティに基づく暴力および差別からの保護に関する独立専門家を人権理事会が任命して以降⁴¹、(まだ実定法上の規定に結実していないとはいえ) 国際法上認められた概念である。集団的アイデンティティに関しては、拘束力のない法的文書（民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言、ユネスコ・文化的多様性に関する世界宣言など）で言及されている。しかし、ナショナル・アイデンティティへの言及は国際法には見られない⁴²。

Humblot, 1890) [邦訳『社会的分化論: 社会学的・心理学的研究』石川晃弘・鈴木春男訳、中央公論新社・2011年]で展開している。

³⁶ 前述したジンメル著作に留まらず、ジョージ・ハーバード・ミード (George Herbert Mead)、レオン・フェスティンガー (Leon Festinger)、アーヴィング・ゴッフマン (Erving Goffman) またはエリック・エリクソン (Erik Erikson) の研究を参照。

³⁷ Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (Oxford, Oxford University Press, 1996). [邦訳『多文化時代の市民権: マイノリティの権利と自由主義』角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳、晃洋書房・1998年]

³⁸ Charles Taylor, “The politics of recognition”, in *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Amy Gutmann, ed. (Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1994). このほか Christian Reus-Smit, *On Cultural Diversity: International Theory in a World of Difference* (Cambridge, United Kingdom, Cambridge University Press, 2018)も参照。

³⁹ A/HRC/55/51.

⁴⁰ Ibid., paras. 37–41.

⁴¹ 人権理事会決議 32/2 参照。

⁴² 例外は欧州連合条約第4条(2)であり、そこでは「連合は、本条約の前における加盟国の平等、および、加盟国の政治的および憲法的基本体制（広域行政圏政府および地方政府を含む）に固有のナショナル・アイデンティティを含む」（抜粋）と定められている。ただし、ピエール・ペス

にもかかわらず、ナショナル・アイデンティティは世界のほとんどの国にとって重要な特質であり、国際関係においても考慮されるべきものとされている。そこで本セクションでは、アイデンティティに対する国家の権利および個人的アイデンティティに対する権利について検討する。これまでに見てきたとおり、マイノリティ集団は国際法上の法的人格主体ではないため、権利の保有者にはなれない。しかし、マイノリティ・アイデンティティは、マイノリティに属する人々がアイデンティティに対する具体的権利を集合的に行使することと、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条にしたがって国家が当該アイデンティティを承認しかつ保護することから生ずるものである。

1. ナショナル・アイデンティティに対する国家の権利

51. 国家は、憲法という形をとるのがもっとも一般的である建国文書において、自国のアイデンティティを主権の行使として定義する。国家は問題含みの法的存在である。国家は法的人格主体であり、すなわち自然人としては存在せず、法律にしたがって存在するに留まる（前掲パラ 40 参照）。国家に関して問題なのは、それが特定の国内法秩序の基盤である（したがってこのような国内法秩序が存在する前に国家のあり方を定義することはできない）と同時に、国際法の基盤でもあるということである。さらに、国家を既存の法秩序のなかで創設することはできない。そうなれば、その存在は他国の法秩序に根ざしたものであることになり、主権実体（国家であることを明確にする特性のひとつ）ではないということになるためである。また、国際法は諸国の相互作用の産物であるので、国際法にしたがって国家を創設することもできない。このように、国家は国際法秩序に先立って存在しているのであり、だからこそ国家は、法的人格主体であるにもかかわらず、他の国際法主体によって定義されるのではなく承認されるに留まるのである。唯一の選択肢は、何らかのアイデンティティの採用および促進などの手段により、国家が自らを定義することである。そうなれば、国家は国内的にも国際的にも当該アイデンティティによって区別・定義されることになる。換言すれば、ある国家のアイデンティティは自決の権利から直接生ずるものである⁴³。

52. このように、アイデンティティに対する国家の権利は、自決の権利の行使および主権の原則が組み合わさることによって生ずるものである⁴⁴。自決の権利は、国際連合憲章（第1条（2））と、市民的および政治的権利に関する国際規約ならびに経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約に共通する第1条（1）（「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」）によって承認・保障されている。国家の形態および目標を自由に決定す

カトール（Pierre Pescatore）の先駆的著作、*Le droit de l'intégration : émergence d'un phénomène nouveau dans les relations internationales selon l'expérience des Communautés européennes* (Leiden, Kingdom of the Netherlands, Sijthoff, 1972)の刊行以降、欧州のほとんどの法学者は、欧州連合法は国際法とは性質が異なると考えている。

⁴³ 総会が1970年に国際連合憲章にしたがった国家間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言（決議2625（XXV））で言明したとおり、「主権を有する独立国の確立、独立国との自由な連合もしくは統合または人民が自由に決定する他のいずれかの政治的地位への変更は、当該人民による自決の権利の行使の形態である」。

⁴⁴ James J. Summers, "The right of self-determination and nationalism in international law", *International Journal on Minority and Group Rights*, vol. 12, No. 4 (December 2005), pp. 325–354.

る権利は、国家の独自性、換言すればナショナル・アイデンティティの根本である⁴⁵。国際連合憲章第2条(1)に掲げられた主権の原則は、国家に対し、憲章第2条(7)に掲げられた不干渉の原則で保障されているとおり、他の国際法主体からのいかなる干渉も受けることなく、国際法上の国家としての地位の組織的構成要素であるナショナル・アイデンティティを維持することを認めている。したがって、アイデンティティに対する権利は、国家との関連ではそれ自体として国際法で承認されておらず、保障さえされていないものの、国家の主権的性質によって実体化されかつ保護される人民の自決の表出として、国家の性質そのものと同視されているのである。

53. アイデンティティに対する国家の権利の存在は国家の主権的権利であるため、各国は、国際的誓約によってこの権利を自発的に限定することができる。常設国際司法裁判所が1923年の判決で強調したように、「当該権利の放棄を、ドイツの主権と関連する理由により無効と見なすことはできず」、「逆に、国際契約を締結する権利は国家主権の属性のひとつ」なのである⁴⁶。アイデンティティに対する権利が各国の主権的権利である以上、各国は、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言を採択し、かつ「それぞれの領域内でマイノリティの存在ならびにその民族的、文化的、宗教的および言語的アイデンティティを保護」することに合意したこと(第1条)により、自国のナショナル・アイデンティティは排他的主権事項ではなく、それぞれの領域内にいるマイノリティ集団の存在およびアイデンティティを保護するようなやり方で解釈されるべきであることを、主権の行使として受け入れたことになる(後掲パラ64参照)。

2. 個人的アイデンティティに対する権利

54. すべての人間は何らかのアイデンティティを有している。そのことは、個人的アイデンティティに対する具体的権利が、子どもの権利条約第8条という注目すべき例外を除いて人権法一般で承認されているわけではなくとも、変わらない。同条約第8条の規定は、「締約国は、子どもが、法律によって認められた国籍、名前および家族関係を含むそのアイデンティティを不法に干渉されることなく保全する権利を尊重することを約束する」というものである。興味深いことに、アイデンティティに対するこのような権利は、同条約第7条に掲げられた法的人格を有する権利とは区別されている⁴⁷。第8条では、アイデンティティに対するこのような権利が否定形で記述されていることを強調しておこう——この権利は国家によって尊重されなければならないものであり、国家によってあてがわれたものではない。このようにこの権利が国家の介入なしに存在することは、子どものアイデンティティが自己認識または関係的アイデンティティから派生するもの(生まれたばかりの子どもは自己認識を直ちに具体化・形成すること

⁴⁵ 自決の権利がもたらすこのような帰結については、Martti Koskenniemi, “National self-determination today: problems of legal theory and practice”, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 43, No. 2 (1994), pp. 241–269 参照。

⁴⁶ Permanent Court of International Justice, *S.S. Wimbledon*, Judgment, 17 August 1923 (Series A, No. 1), in *Annual Report of the Permanent Court of International Justice* (1 January 1922–15 June 1925), Series E, No. 1, p. 165.

⁴⁷ 子どもの権利条約第7条(1)の規定は、「子どもは、出生の後直ちに登録される。子どもは、出生の時から名前を持つ権利および国籍を取得する権利を有し、かつ、できるかぎりその親を知る権利および親によって養育される権利を有する」というものである。Stefanie Schmahl, ed., *The United Nations Convention on the Rights of the Child: Article-by-Article Commentary* (London, Nomos/Hart, 2021) 参照。

ができないであろうから、低年齢の子どもについては、家族またはコミュニティを通じた関係的アイデンティティから派生するものである可能性が高い）であって、割り当てられたアイデンティティから派生するものではないことを含意する。後者は、国家の行為（登録）を通じて付与される法的人格についてのみ妥当するためである。

55. 当然のことながら、同条約の適用範囲は 18 歳未満の者に限られる（第 1 条）。このような年齢制限にもかかわらず、また同条約の批准国が 196 か国にのぼることを考えれば、個人的アイデンティティを尊重する国家の義務の承認は普遍的に受け入れられていると考えることもできよう。国家が 18 歳未満の者に対するこのような義務は承認しているものの、成人についてはこのような権利を無視しているという主張は、誠実なものとは認めがたい。したがって、国家によって付与されるものではない個人的アイデンティティに対する権利が存在し、このようなアイデンティティは国家によって尊重されなければならないという考え方は、国際社会で合意を得ているように思われる。

56. さらに、また本報告書に直接関係することとして、同条約は、「民族的、宗教的もしくは言語的マイノリティまたは先住民族である者が存在する国においては、当該マイノリティに属する子どもまたは先住民族である子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践しまたは自己の言語を使用する権利を否定されない」ことを認めている（第 30 条）。たとえ第 30 条が「アイデンティティ」という言葉にとくに触れているわけではないとしても、マイノリティに属する子どもが、——第 8 条の文言に挙げられている——国籍、名前および家族関係に対する権利に留まらず、自己のアイデンティティの一部として自己の集団の他の構成員とともに自己の文化、宗教および言語を享有する権利も有していることは明らかである。アイデンティティに対するこのような権利を強化するため、同条約第 8 条（2）は、「締約国は、子どもがそのアイデンティティの要素の一部または全部を違法に剥奪される場合には、迅速にそのアイデンティティを回復させるために適当な援助および保護を与える」ことを要求している。尊重する義務に留まらず、保護する義務もあるのであり、保護に失敗した場合には国家として行動する義務が生ずるのである。したがって、アイデンティティに対するこのような権利は、（それを尊重しなければならない）国家によって定義されるのではなく、子どもがいずれかの集団——もっとも狭義には家族の、（同条約第 30 条で規定されているように）子どもがマイノリティに属するときは当該マイノリティ集団の——構成員であることによって定義されることになる。このことは、マイノリティに属する人々のアイデンティティと当該マイノリティ集団のアイデンティティとの関係に関する興味深い情報を与えてくれるものである。

57. すでに見たとおり、残念ながら、実定国際法は 18 歳以上については個人的アイデンティティに対する権利を明示的に承認していない⁴⁸。世界人権宣言にも市民的および政治的権利に関する国際規約にも、アイデンティティに対する権利を承認した規定がないのは事実である。法的人格に対する権利は人権の論理に内在するものだが、これとは対照的に、公的機関または

⁴⁸ 民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約第 5 条（1）は、「締約国は、民族的マイノリティに属する者が自己の文化を維持しおよび発展させならびに自己のアイデンティティの不可欠な要素、とくに自己の宗教、言語、伝統および文化的遺産を保全するために必要な条件を促進することを約束する」と規定する。民族的マイノリティに属する者にとくに言及されているとはいえ、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第 1 条に近いこの規定の文言を、マイノリティに属する者のアイデンティティに対する権利と同視することはできない。

司法機関で自分自身のために自己の権利を主張することができなければ、世界人権宣言または他のいずれかの人権条約に掲げられた権利から個人的に利益を得ることはできない。したがって、法律の前に人として認められていなければならないのである。このことは、世界人権宣言第6条と市民のおよび政治的権利に関する国際規約第16条で明示的に認められている。しかし、法的に人として認められることは、アイデンティティに対する真正の権利と同等ではない。

58. ただし、一部の地域人権条約は、個人的アイデンティティに対する権利をすべての人に帰属する人権のひとつとして承認している。たとえば2003年には、欧州人権裁判所が「私生活を尊重される権利の一側面としての性的自己決定を尊重される申立人の権利」を認め⁴⁹、「自己決定のもっとも基礎的な要素のひとつとしての、自らを女性と定義する申立人の自由」に言及している⁵⁰。また別の状況下で、米州機構の米州司法委員会は、アイデンティティに対する権利の範囲に関する意見を示すよう要請された。これをきっかけとして2007年8月に採択されたアイデンティティに対する権利についての意見⁵¹で、委員会は、「アイデンティティに対する権利は、個人そのものと、そしてその結果として個人の司法上の人格の承認と、分かちがたく結びついている」⁵²という考えを明らかにしている。委員会は、子どもの権利条約第8条を参照しながら、「アイデンティティに対する権利は、人間が本来有する尊厳の分かちがたい一部としてあらかじめ存在している権利であり、名前、国籍、家族関係および登録によって生じるものではない」⁵³とする。委員会は次のように説明している。「アイデンティティに対する権利を、その要素のひとつのみを対象とするものだと誤って理解してはならない。この場合において、このような権利は、そこに含まれる他のいずれかの権利へと還元することはできない。……また、アイデンティティに対する権利を、子どもの権利条約に含まれるいくつかの権利をひとつにまとめただけのものに還元することもできない」⁵⁴

59. したがって、委員会の結論によれば、アイデンティティに対する権利は「自律的権利であり、その存在は他のいずれかの権利に従属するものではなく、それ自体として権利である」⁵⁵。結果として、「アイデンティティに対する権利を奪うこと、またはその効果的実行のための国内法に法的瑕疵があることは、基本的権利へのアクセスを阻害しまたは妨げる状況に人々を置くことによって、法律の前における平等の原則および差別の禁止の原則に影響を及ぼす処遇および機会の差異を生み出す」⁵⁶。このように、アイデンティティに対する人権を認めた具体的規定が人権法にはないにもかかわらず、世界人権宣言第1条に掲げられた尊厳と権利についての平等という概念そのものが、人権体制における、アイデンティティに対する個人の権利の存在を必然的に含意しているのである。

3. マイノリティ・アイデンティティの複雑な法的性質

60. マイノリティ・アイデンティティは、マイノリティ諸集団に属する人々がアイデンティテ

⁴⁹ European Court of Human Rights, *Van Kück v. Germany*, Application No. 35968/97, Judgment, 12 June 2003, para. 78.

⁵⁰ Ibid., para. 73.

⁵¹ Organization of American States, Inter-American Juridical Committee, document CJI/doc.276/07 rev.1 参照。

⁵² Ibid., para. 9.

⁵³ Ibid., para. 13.

⁵⁴ Ibid., paras. 14.1 and 14.2.

⁵⁵ Ibid., para. 18.3.1.

⁵⁶ Ibid., para. 17.

ィに対する具体的権利を集合的に行使することならびに国家からの承認および保護から生ずるものである。したがって、アイデンティティに対する個人の権利が、世界人権宣言第1条に掲げられた、尊厳と権利についてのすべての人間の平等の結果として、人権という概念の中核そのものから派生するものだということには、争いの余地はないように思われる。アイデンティティに対するこのような個人的権利の存在には争いがないので、課題として残るのは、マイノリティに属する人々が、自分が所属するマイノリティ集団のアイデンティティを保護し、かつその促進さえ図るために、アイデンティティに対する権利をどのように行使できるかということである。第1に、子どもの権利条約の文言が示すとおり、アイデンティティに対するこのような権利は、割り当てられたアイデンティティではなく主として自己認識に基づくものであることが認知されなければならない。民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約の諮問委員会もこのような見解を共有しており、次のように指摘している。「複数のかつ状況に応じた帰属を含む自由な自己認識に対する権利は、マイノリティ保護の中核である。このような権利は、先決的属性に基づいて押しつけられる分類によってないがしろにされてはならない。個人は、変遷するさまざまな共有慣行および諸権利の共同の行使を通じて自己認識と共同体を形成する」⁵⁷。マイノリティに属する人々については、ジェンダーアイデンティティの場合と同様に、自己認識が、割り当てられたアイデンティティに打ち勝つのである。

61. しかし、おおむね個人的かつ個別の問題であるジェンダーアイデンティティ⁵⁸とは対照的に、マイノリティに属する者の自己認識は、内的発達と結びついた自己認識形成プロセスよりも、(当該マイノリティ集団および社会全体との) 関係によるアイデンティティ形成に基づいたものである(この区別については前掲パラ 47 および 48 参照)。そのため自己認識は、マイノリティに属する者の権利であるにもかかわらず、この関係的側面によって集団的側面を有することになる。この集団的側面は、マイノリティに属する者が有するアイデンティティに対する個人的権利が共同して行使されることの結果として生じるものである。マイノリティに属する者が有するアイデンティティに対する個人的権利は、アイデンティティに対する一般的権利に追加される権利であるが、それ自体、ある者が属するマイノリティ集団の集団的アイデンティティによって形成される。このようにして、前掲パラ 39 で指摘した法的難問の解決が可能になるのである。しかし、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条は、マイノリティに属する者に対し、自己認識に対する権利を明示的に付与しているわけではない。実際には、マイノリティの存在およびアイデンティティを尊重し、かつ「当該アイデンティティの促進のための条件を奨励する」義務を国家に課しているのみである。このような規定ぶりは、マイノリティ・アイデンティティに関わる逆説ゆえに必要とされる。

62. これまでに検討した諸要素(言語、宗教、文化、芸術など)を超えたマイノリティ・アイ

⁵⁷ Council of Europe, The Framework Convention: a key tool to managing diversity through minority rights – thematic commentary No. 4 on the scope of application of the Convention, document ACFC/56DOC(2016)001, p. 3.

⁵⁸ 女性に対する暴力およびドメスティックバイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する 2011 年 5 月 11 日の欧州評議会条約(別称・イスタンブール条約)は、ジェンダーを「ある社会が女性および男性にとって適当であると見なす、社会的に構築された役割、行動、活動および属性」と定義している(第3条(c))。社会的構築への言及があるのは興味深いが、割り当ては二元的であり、女性または男性という2つのカテゴリーしか挙げられていない。したがって、同条約ではジェンダーアイデンティティの自己認識的側面が意図的に捨象されており、国連のジェンダーアイデンティティ概念と著しく合致しない。

デンティティは、ほぼ常に、マイノリティに属する人々が感じている被周縁化および非差別の感覚と結びついている⁵⁹。この点については、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条を踏まえたマイノリティ・アイデンティティに関わって、ひとつの逆説が存在する。国家の法律または政策におけるマイノリティへの差別には、以下で検討するように、マイノリティに属する人々と当該マイノリティ集団との同一化を強化する傾向があるのである。

63. このことは、被抑圧マイノリティに属する人々の間でどのようなタイプのアイデンティティ構築が行なわれているかによって説明できる。被抑圧マイノリティは——最悪の場合には自らが属しているマイノリティ集団の存在そのものが失われることを恐れながら——強力だが敵対的かつ排他的なアイデンティティを発達させる。このアイデンティティは、国家による当該マイノリティの扱いへの耐性または抵抗として構築されるものである。耐性的アイデンティティと抵抗的アイデンティティの違いは、危機にさらされているアイデンティティを防衛するためにどのような手段が用いられるかによる。マイノリティに属する十数人の人々を対象とする長時間の質的インタビューで得られた情報によれば、抵抗的アイデンティティはマイノリティに属する人々による意識的選択の結果ではなく、差別と抑圧の産物である。対照的に、権利が尊重・保護・促進されているマイノリティは、それほど排他的ではないアイデンティティを構築する。後者の場合、いずれかのマイノリティ集団に属する人々のマイノリティ・アイデンティティは、とくに芸術および教育を通じて、ナショナル・アイデンティティと前向きな形で接合することが可能である（芸術および教育は、マイノリティ・アイデンティティを当該マイノリティ集団の構成員および社会全体の両方と共有できる空間として捉えられるべきである）。このことは、当然のことながら、国家的（国家の）アイデンティティにも開かれた視点があり、ナショナル・アイデンティティの一部としてマイノリティ・アイデンティティを受け入れる余地があることを含意する（前掲パラ48参照）。

64. 特別報告者の見解では、国連加盟国は、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言を採択したことにより、マイノリティに属する人々がマイノリティに属する者としてのアイデンティティと当該国家の市民としてのアイデンティティの両方を持つよう、多層的アイデンティティの積極的表出を可能にするためアイデンティティに対する自国の権利の定義が制約されるべきであることを受け入れたのである⁶⁰。この文脈において、こ

⁵⁹ マイノリティ・アイデンティティに関するこれらの記述は、本報告書の作成のために実施した意見募集を受けて提出された意見と、2024年11月28日・29日にジュネーブで開催されたマイノリティ問題フォーラムの第17会期中に実施したマイノリティに属する人々へのインタビューで得られた情報の成果である。特別報告者は、これらの情報収集プロセスに関する作業について、Laure Bera Rutagengwa に謝意を表す。

⁶⁰ 同じ意味で、民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約の諮問委員会は、民族的マイノリティの保護に関する枠組み条約の適用範囲に関するテーマ別注釈第4号で次のように述べている。「自由な自己認識に対する権利は複数の帰属に対しても及ぶ。実際、枠組み条約は、より幅広い公的生活に成功裡にかつ効果的に統合できることと並行する形でマイノリティ・アイデンティティの保全を促進することにより、複数の帰属先があることを明示的に認知しているのである。民族的マイノリティに属する人々に対し、自己のマイノリティ・アイデンティティの保全とマジョリティの文化の獲得のいずれかの選択が義務づけられることがあってはならない。これらの人々は両方の選択肢を全面的に利用できるべきだからである。このことは、個人が特定のマイノリティに帰属する実践を排他的なものにとらえるべきではないことを含意する。その個人は、同時に他のマイノリティまたはマジョリティにもアイデンティティを持つ可能性があるからである」（Council of

のようなマイノリティ・アイデンティティは、被抑圧マイノリティ集団に属する人々が共有する敵対的アイデンティティよりも弱いものとなる可能性がある。最善の想定では、支配的集団とマイノリティ集団との間で共生的なアイデンティティ構築が進むことになる。

65. このような場合において、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条を通じて各国が約束した2番目のコミットメント、すなわち「当該アイデンティティの促進のための条件を奨励する」というコミットメントが役割を果たすことになる。というのも、マイノリティの存在を承認・保護しない国家がマイノリティ・アイデンティティの促進を奨励しないことは、残念ながら明らかであるためである。したがって、包摂的なナショナル・アイデンティティの構築に取り組んでいる国々は、マイノリティの存在は社会にとっての付加価値である⁶¹ことから、そのプロセスがマイノリティ・アイデンティティの解体または消失につながらないように、共生的アイデンティティ構築に加えてマイノリティ・アイデンティティの促進のための条件を奨励していくことになる。

IV. 結論および勧告

66. マイノリティに属する人々が有するアイデンティティに対する具体的権利を、これらの人々による人権の享有と一体である基本的権利として尊重することを約束した国々⁶²が、マイノリティ・アイデンティティの要素の定義はマイノリティに属する人々による自己認識プロセスの結果であることを受け入れるのは重要である。したがって、マイノリティに属する人々に対して（身分証明書類を通じて）割り当てられたアイデンティティは、その人が本当は何者であるのかを反映したものであることが求められる。この点に関係して、これらの人々の権利には次のものが含まれるべきである。

- (a) マイノリティ・アイデンティティと結びついた伝統的名前（適切なときは父称を含む）を法律上の名前として登録される権利。
- (b) 自分自身の信仰と一致しない宗教を割り当てられない権利および自己の宗教を適正に認知・承認される権利。
- (c) 該当するときは⁶³、公的に割り当てられる民族（nationality or ethnicity）を選択する権利。

67. マイノリティに属する人々のアイデンティティに対する権利はマイノリティ・アイデンティティの存在と結びついているため、これは個人的に行使される個人的権利に留まらず、存在およびアイデンティティが世代を超えて保障されるべきマイノリティ集団の構成員として行使される権利でもある。したがって、伝統的名前を代々伝えること、宗教を実践すること、マイノリティ言語を保全しかつ発展させること、および、マイノリティ文化を表現しかつ普及させることはいずれも、マイノリティに属する人々のアイデンティティの強化ならびにマイノリティ集団自体の存在およびアイデンティティに寄与する要素となる。そのため、マイノリティ

Europe, document ACFC/56DOC(2016)001, para. 13)

⁶¹ A/HRC/55/51, paras. 37 and 38. 前掲注10で引用した、民族的、言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言の前文第5段落も参照。

⁶² 米州司法委員会は、アイデンティティに対する権利の範囲に関する意見で、次のことを確認するところまで踏み込んでいる。「アイデンティティに対する権利は、対世的義務（erga omnes）としての執行が可能であり、かつ逸脱または一時停止を認めないほど基本的かつ基礎的な性格および内容を有する人権に分類することが可能である」（パラ18.1）

⁶³ 多くの国は身分証明書類にこのような情報を記載していない。

集団に属する人々の個人的アイデンティティを通じたマイノリティ・アイデンティティの表現を制限するいかなる立法または行政実務も、世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約ならびに民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言に基づく各国のコミットメントに反するものである。

68. マイノリティに属する人は、自らが属するマイノリティ集団による歴史、慣習、慣行および社会全体への貢献に関する情報および知識にアクセスする権利を有する。このことは、マイノリティ集団に属する人々が自分たちのマイノリティ・アイデンティティを理解しかつ奉ずることができるよう、またマイノリティ集団に属しない人々がマイノリティ・アイデンティティおよびマイノリティ集団の社会全体への貢献を理解しかつ尊重するよう、国家的な語りにおけるマイノリティ集団の役割についての情報および知識の生産および普及を国家当局が妨げてはならないことを意味する。

69. マイノリティに属する人々は、私的および公的空間で自己のアイデンティティを表現する権利を有する。これには次のものが含まれる。

- (a) 自己の言語を使用する権利。
- (b) 自己の宗教を自由に実践し、かつ、外見を通じてまたは他の特有の標章の着用を通じて自己の宗教的帰属を表明する権利。
- (c) マイノリティ・アイデンティティが公的空間に存在する手段となる伝統的慣行、芸術その他の文化的表現行為（自然なものか都市的なものを問わず、環境的側面および先祖伝来の側面を保全することによるものを含む）を通じ、自分たちのマイノリティ・アイデンティティを促進する権利。

70. マイノリティ集団に属する人々は、国家の領域のどこで暮らしているかにかかわらず——自らが帰属するマイノリティ集団によって伝統的に占有されてきた領域であるか、国内の他の場所（都市）であるかを問わない——、自分たちの特有のアイデンティティを承認され、保全されかつ保護される権利を有する。マイノリティ・アイデンティティは、国内での人の移動を制限する口実としても、国境内でのまたは国境を越えた強制避難を正当化する理由としても、利用することができない。

V. 勧告

71. 各国は、民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言第1条で表明したコミットメントを緊急に実行に移すべきである。マイノリティ・アイデンティティと支配的集団のアイデンティティの共生的関係を目指すとともに、次のとおり、マイノリティ集団のアイデンティティの促進のための条件を差別なく奨励することが求められる。

- (a) マイノリティに属する人々との関係において、国家は、マイノリティに属する人々の特有のアイデンティティを承認すべきである。これには、名前の使用に関わる公的文書（当該マイノリティの言語によるものまたはその音訳であることが望ましい）での承認も含まれる。
- (b) 国家は、マイノリティに属する人々のアイデンティティの自由かつ真正な表現（宗教的帰属を示す標章または公的空間におけるマイノリティ言語の使用を含む）を排除するいかなる措置もとるべきではない（または、すでに存在するそのような措置を解消すべきである）。服装規則に関わるいかなる強制または制限も、マイノリティに属

する人々への差別につながるべきではない。

- (c) 国家は、マイノリティに属する人々が、個人の人権を尊重するという制限内で、世代を超えてマイノリティ・アイデンティティを永続させる権利（伝統的名前、文化的慣行またはマイノリティ・アイデンティティを示すその他の標章を受け継ぐことによるものを含む）を制限するいかなる措置もとるべきではない（または、すでに存在するそのような措置を解消するべきである）。
- (d) 国家は、マイノリティ・アイデンティティの一部を構成する建築物または自然空間を保護するべきである。
- (e) 国家は、パラグラフ 71 に関連する措置をとる際には、特別報告者および／または OHCHR と連絡しかつ協議するべきである。

72. 特別報告者は、人権理事会に対し、普遍的定期審査の際、自己の特有のアイデンティティに対するマイノリティに属する人々の権利の尊重について常に評価することを要請する。

73. 特別報告者はまた、各国に対し、マイノリティ問題フォーラムへの建設的参加の水準を高めることも奨励する。

74. 最後に、特別報告者は、各国に対し、マイノリティ問題に関する国別訪問の要請に前向きに応じるとともに、このような訪問を、マイノリティに属する人々のアイデンティティに対する権利の具体化における建設的取り組みと考えるよう、奨励する。

（翻訳：IMADR）